

盛岡保健所長告示第 14 号

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 133 条第 1 項の規定により、指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成 19 年 4 月 17 日

盛岡保健所長 鈴木 俊彦

訪問看護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
0360190128	訪問看護ステーションくるみ	盛岡市上田二丁目 14 番 30 号	盛岡市上堂一丁目 3 番 40 号	平成 19 年 4 月 1 日